

BNYメロン・リアル・リターン・ファンド

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)
 追加型投信 / 内外 / 資産複合

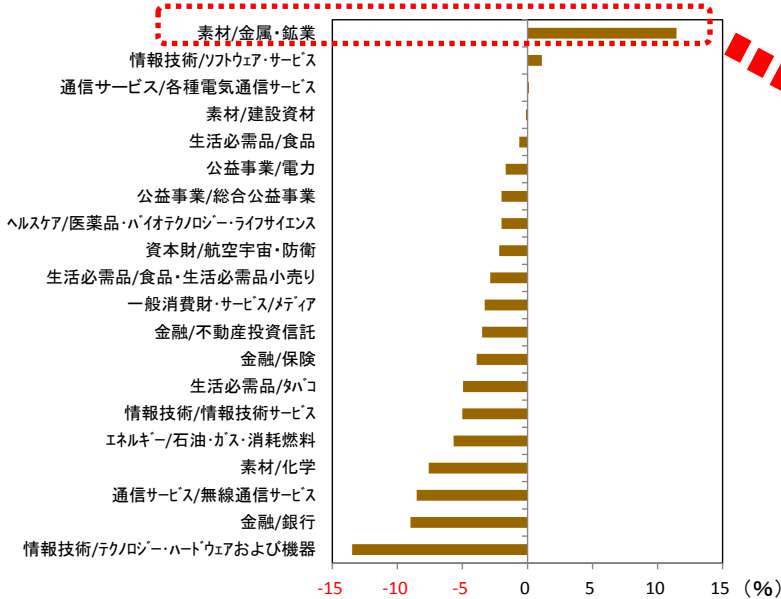
リスク相殺資産としての金・金関連株の有効性

新興国の経済不安や米国量的緩和縮小への懸念などが残る中、再び株式市場の変動性が高まっていますが、BNYメロン・リアル・リターン・ファンドは堅調に推移しています。パフォーマンスに大きく貢献しているのが金・金関連株です。

株式市場が下落する中、金関連株の上昇により、為替ヘッジありはプラスリターンに

- 2014年1月は新興国の経済不安の高まりを背景に世界的な株安となりましたが、当ファンドは組み入れていた金関連株式の上昇が株式市場下落の影響を低減しました。その結果、2014年1月の騰落率で見ると、MSCIワールド指数(配当込み、円換算ベース)が5%超マイナスだったのに対し、BNYメロン・リアル・リターン・ファンドのAコース(為替ヘッジあり)は0.08%のプラスリターン、Bコース(為替ヘッジなし)も2.29%のマイナスに留まりました。

BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD)*
 株式部分のセクター別リターン(2014年1月)



大半のセクターがマイナス寄与となる中、金関連株式はプラスリターン

※BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(米ドル建て)の資産合計を100とした場合の金関連株組入比率は3.4%(2014年1月末時点)です。

出所：ニュートンのデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成
 *BNYメロン・リアル・リターン・ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託です。

- 当ファンドにおいて寄与度の高かった銘柄を見ても、上位5銘柄中、3銘柄は金関連株式となっています。

BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD)*
 株式部分の寄与上位5銘柄(2014年1月)

順位	銘柄名	国名	業種名	トータルリターン	寄与度
1	Newcrest Mining Ltd	オーストラリア	素材/金属・鉱業	20.66	0.12
2	Barrick Gold Corp	カナダ	素材/金属・鉱業	9.36	0.11
3	Yamana Gold Inc	カナダ	素材/金属・鉱業	8.51	0.10
4	Merck & Co Inc (New)	米国	ヘルスケア	5.95	0.09
5	United Utilities Group PLC	英国	公益事業	5.77	0.06

金関連株式を保有する上での留意点

- 適正なレバレッジ
- 潤沢な金埋蔵量
- 相対的に有利なコスト構造

出所：ニュートンのデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成
 *BNYメロン・リアル・リターン・ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託です。

■当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。■当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。■ファンドは、主として国内外の投資信託証券に投資しますので、投資する投資信託証券の価格の変動等の影響により、基準価額は大きく変動することがあります。■当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。■ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。■お申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

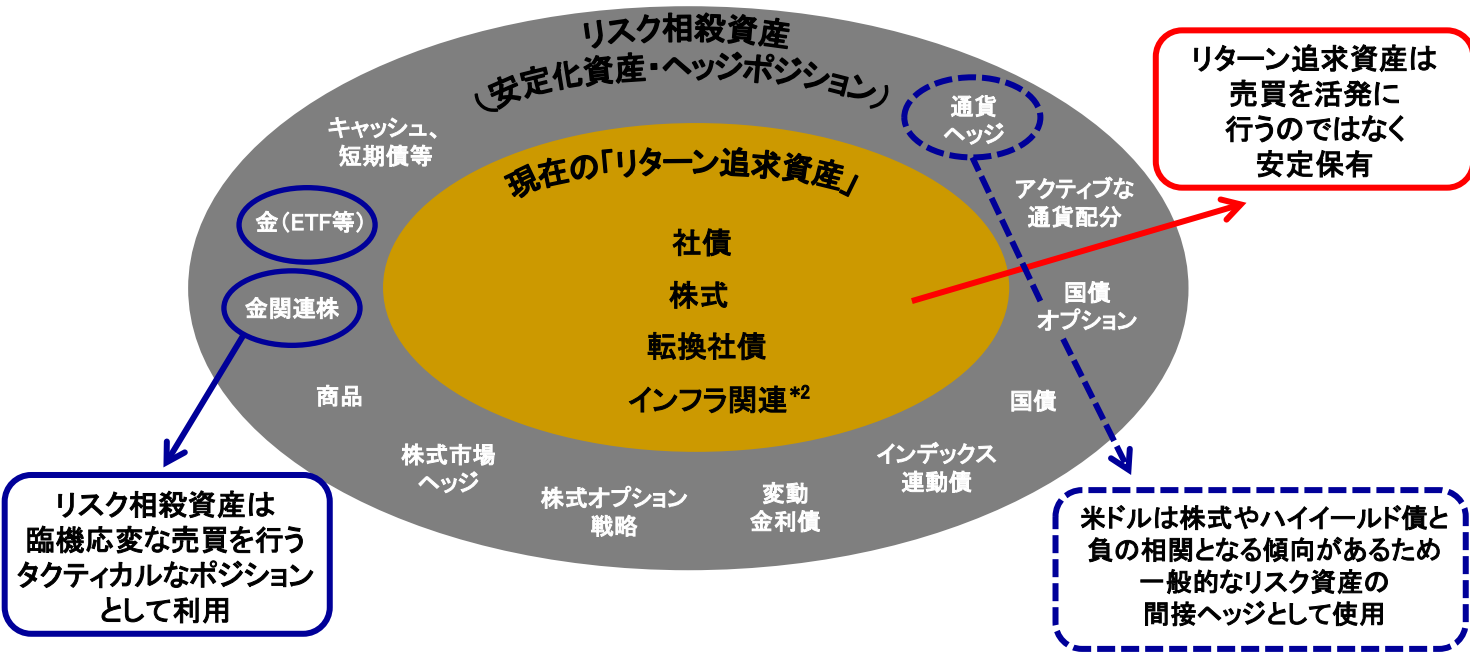
BNYメロン・リアル・リターン・ファンド

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)
追加型投信 / 内外 / 資産複合

金関連株に加え、商品、ETCなどをバランス良く活用

- 金関連への投資を行うにはいくつかの方法があります。金(商品)と金関連株の値動きの違いが大きかったり、予想が困難な場合には、様々な金関連の資産クラスを組み合わせることが重要です。ニュートンのリアル・リターン運用チームは金関連株に加え、商品、ETC*1などをバランス良く活用してきました。

ニュートン・リアル・リターン戦略における リターン追求資産とリスク相殺資産のイメージ



出所：ニュートン、2014年1月末時点

*1 ETCとは、商品価格や商品指数にその価格が連動する債券を取引所に上場したもの。

*2 インフラ関連銘柄は、主に官民共同のプロジェクトに対する投資を行っており、学校、病院、また道路など種類の異なる銘柄に投資します。資産区分としては、多数の投資者から資金を集めて事業・投資を行い、その収益を出資者に分配する集団投資スキームであり、広義には株式に類するものとしてリターン追求資産に組み入れています。

金は経済に対する確信度のバロメーター

- ニュートンは、経済や楽観的な期待が織り込まれた市場に対して警戒的な見方をもっており、市場の強気は一時的なものであると考えています。
- 金は経済に対する確信度のバロメーターであり、経済成長に対する期待が裏切られる可能性がある中で、金および金関連株へ投資することは適切な選択だと考えています。

ポートフォリオに金を保有する3つの理由

- ・ 貨幣価値の低下に対するヘッジ
- ・ インフレとデフレに対するヘッジ
- ・ 無限に発行できる紙幣と違い、金は有限であるゆえに、それ自体に価値がある

BNYメロン・リアル・リターン・ファンド

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

ファンドの特色

- 主として世界の株式、債券、通貨等を実質的な投資対象とし、様々な投資環境に柔軟に対応しながら中長期的に米ドルベースで絶対収益の追求*1を目指して運用を行います。

*1 絶対収益の追求とは、市場の変動に左右されないで収益を追求することを目的とした運用を目指すことで、必ず収益を得ることができる運用という意味ではありません。

実質的な運用は、アイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD Xクラス)」を通じて行います。

- Aコース(為替ヘッジあり)とBコース(為替ヘッジなし)の2つのコースからお選びいただけます。

Aコース(為替ヘッジあり)は、原則として米ドルに対して為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

Bコース(為替ヘッジなし)は、原則として為替ヘッジを行いません。

- 実質的な運用は、BNYメロン・グループ傘下の資産運用会社である、「ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド」が行います。

ニュートン・リアル・リターン戦略*2の運用資産残高は、約1兆6,000億円*3(2013年9月末)です。

*2 ニュートン・リアル・リターン戦略は、当ファンドの主要投資対象であるBNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンドと同様の運用プロセスを用いた運用戦略です。

*3 上記運用資産残高はニュートン・リアル・リターン戦略で運用するドル建て、ユーロ建て、ポンド建てファンド等の合計です。

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

価格変動リスク	投資信託証券を通じて投資を行う株式、債券等の価格動向は、個々の企業の活動や国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
金利変動リスク	債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。
信用リスク	株式、債券等の価格は、発行体の信用リスクを伴います。発行体に経営不安、財務状況の悪化等が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、価格が下落するリスクがあります。
商品市況変動リスク	商品市況は、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生等の要因により変動します。このため、商品の動向を表す各種商品指標も商品市況の変動の影響を受けます。さらに、先物を対象とした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。これらの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
リート(不動産投信)の価格変動リスク	リートは、不動産市況の動向、保有不動産の状況や不動産の収益、財務内容の変動や市場金利の変動、リートに関する法制度の変更等により価格が変動します。これらの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

BNYメロン・リアル・リターン・ファンド

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

<p>カントリーリスク</p>	<p>新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があり、一方的に税制が変更されることもあります。以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も高い傾向があります。</p>
<p>デリバティブ取引のリスク</p>	<p>当ファンドの投資対象ファンドは、有価証券および金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被るリスクを伴います。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。</p> <p>[Aコース(為替ヘッジあり)] 主要投資対象である米ドル建ての外国投資信託については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、外国投資信託の資産の内容によっては、米ドル以外の通貨と米ドルとの間で為替変動の影響を受ける場合があるなど、為替リスクを完全に排除できるものではありません。また、ヘッジコストの分だけ収益が低下することがあります。為替ヘッジの相手方が複数(ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含みますが、これに限りません。)となる場合があります。</p> <p>[Bコース(為替ヘッジなし)] 主要投資対象である米ドル建ての外国投資信託については、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

<p>クーリング・オフ</p>	<p>当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。</p>
<p>収益分配金にかかる留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。 ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

BNYメロン・リアル・リターン・ファンド

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)
 追加型投信 / 内外 / 資産複合

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。 ※「Aコース(為替ヘッジあり)」、「Bコース(為替ヘッジなし)」共に「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。 なお、当初お申込みいただいた「一般コース」または「自動継続投資コース」の変更はできません。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して6営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
スイッチング	「Aコース(為替ヘッジあり)」、「Bコース(為替ヘッジなし)」間でスイッチングが可能です。 ※スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
購入・換金 申込不可日	ダブリンまたはニューヨークの証券取引所の休場日もしくはダブリンまたはニューヨークの銀行の休業日ならびに 委託会社が別途定める日
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせて いただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、委託会社は、受益権の購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の申込みの受け付けを中止すること およびすでに受付けた申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	平成35年3月17日まで(当初信託設定日：平成25年3月22日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することができます。
繰上償還	各ファンドそれぞれ受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。 主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、償還となります。
決算日	毎年3月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

BNYメロン・リアル・リターン・ファンド

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

ファンドの費用

投資家が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.15%*(税抜 3.0%)を上限 として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額となります。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。 * 消費税率が8%になった場合には、 3.24% となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乘じて得た額とします。

投資家が信託財産で間接的に負担する費用

当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に 年1.33875%*(税抜 1.275%) の率を乘じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6か月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下のとおりです。(平成25年12月20日現在)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>年1.33875%*(税抜 1.275%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(委託会社)</td> <td>年0.47250%(税抜 0.450%)</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年0.84000%(税抜 0.800%)</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年0.02625%(税抜 0.025%)</td> </tr> </tbody> </table>	合計	年1.33875%*(税抜 1.275%)	(委託会社)	年0.47250%(税抜 0.450%)	(販売会社)	年0.84000%(税抜 0.800%)	(受託会社)	年0.02625%(税抜 0.025%)
合計	年1.33875%*(税抜 1.275%)								
(委託会社)	年0.47250%(税抜 0.450%)								
(販売会社)	年0.84000%(税抜 0.800%)								
(受託会社)	年0.02625%(税抜 0.025%)								
	* 消費税率が8%になった場合には、 年1.377% となります。なお、上記の配分も相当分上がります。								

投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD Xクラス) <ul style="list-style-type: none"> ・・・純資産総額に対して年率0.45%程度 ・BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用) <ul style="list-style-type: none"> ・・・純資産総額に対して年率0.0315%(税抜0.03%)~0.1575%(税抜0.15%)* * 消費税率が8%になった場合には、年率0.0324%(税抜0.03%)~0.162%(税抜0.15%)となります。
---------------------	---

実質的な負担	年率1.78875%程度(概算)* ※実際の実質的な負担は、投資信託証券の組入状況等に応じて変動します。 * 消費税率が8%になった場合には、 年率1.827%程度(概算) となります。
--------	---

その他費用・手数料	監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。 (注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。 ◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。
-----------	---

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、平成26年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

BNYメロン・リアル・リターン・ファンド

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

委託会社その他の関係法人の概要

委 託 会 社	BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 (信託財産の運用指図等)
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンドの保管・管理業務等)
販 売 会 社	(ファンドの募集・販売の取扱い等) 販売会社のご照会先は以下をご参照ください。

お申込み、投資信託説明書(目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出下さい。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第67号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長 (金商)第15号	○		○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商)第6号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長 (金商)第20号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第114号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長 (金商)第24号	○		○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第142号	○	○	○	○
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長 (金商)第29号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第105号	○		○	
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第190号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○		○	